

第 18 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	専決処分 報 告	決 算 認 定	予 算	条 例	その他	計
件 数	1	5	2	6	9	23

(2) 議案の名称

< 専決処分報告 >

報告第 2 号 専決処分について(平成 28 年度尼崎市一般会計補正予算(第 2 号))

< 決算認定 >

認定第 1 号 平成 27 年度尼崎市歳入歳出決算について

認定第 2 号 平成 27 年度尼崎市水道事業会計決算について

認定第 3 号 平成 27 年度尼崎市工業用水道事業会計決算について

認定第 4 号 平成 27 年度尼崎市自動車運送事業会計決算について

認定第 5 号 平成 27 年度尼崎市下水道事業会計決算について

< 予算 >

議案第 104 号 平成 28 年度尼崎市一般会計補正予算(第 3 号)

議案第 105 号 平成 28 年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算(第 1 号)

< 条例 >

議案第 106 号 尼崎市公共調達基本条例について

議案第 107 号 尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例について

議案第 108 号 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 109 号 尼崎市自治のまちづくり条例について

議案第 110 号 尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について

議案第 111 号 尼崎市住環境整備条例の一部を改正する条例について

< その他 >

議案第 112 号 工事請負契約について((仮称)尼崎特別支援学校・複合施設建設工

- 事)
- 議案第 1 1 3 号 工事請負契約について((仮称)尼崎特別支援学校・複合施設建設工事のうち電気設備工事)
- 議案第 1 1 4 号 工事請負契約について((仮称)尼崎特別支援学校・複合施設建設工事のうち機械設備工事)
- 議案第 1 1 5 号 事業契約について(市営武庫 3 住宅第 2 期(宮ノ北住宅)建替事業)
- 議案第 1 1 6 号 市道路線の変更について
- 議案第 1 1 7 号 平成 2 7 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 1 1 8 号 物件の買入れについて(30mはしご付消防自動車)
- 議案第 1 1 9 号 平成 2 7 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 1 2 0 号 平成 2 7 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	2 件	1 4 3 , 8 0 0 円
------	-----	-----------------

その他の事故	1 件	2 9 0 , 1 5 2 円
--------	-----	-----------------

(2) 公益財団法人等の経営状況

(3) 平成 2 7 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告

3 追加提出予定案件

< 人事 >

- ・ 尼崎市教育委員会の委員の任命
- ・ 人権擁護委員の候補者の推薦

第18回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<平成28年9月定例会>

種 別	専決処分報告	番 号	報告第2号	所 管	感染症対策担当																
件 名	専決処分について(平成28年度尼崎市一般会計補正予算(第2号))																				
内 容																					
1	専決理由 B型肝炎の集団予防及び重篤化予防を目的に、予防接種事業を行うにあたり、急施を要したので、補正予算について専決処分したものの。																				
2	専決処分日 平成28年8月1日																				
3	補正予算の規模 <div style="text-align: right;">(単位：千円)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">現在予算額</th> <th style="width: 33%;">補正予算額</th> <th style="width: 33%;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">210,533,132</td> <td style="text-align: center;">56,400</td> <td style="text-align: center;">210,589,532</td> </tr> </tbody> </table>					現在予算額	補正予算額	補正後予算額	210,533,132	56,400	210,589,532										
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																			
210,533,132	56,400	210,589,532																			
4	歳入歳出補正予算額 <div style="text-align: right;">(単位：千円)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 入</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 出</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰越金</td> <td style="text-align: center;">56,400</td> <td>衛生費</td> <td style="text-align: center;">56,400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">56,400</td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">56,400</td> </tr> </tbody> </table>					歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	繰越金	56,400	衛生費	56,400	合 計	56,400	合 計	56,400
歳 入		歳 出																			
款	補正予算額	款	補正予算額																		
繰越金	56,400	衛生費	56,400																		
合 計	56,400	合 計	56,400																		
5	補正予算の内容 (1) 衛生費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種事業費 56,400千円 B型肝炎の集団予防及び重篤化予防を目的に予防接種を行う。 																				

<平成28年9月定例会>

種 別	決算認定	番 号	認定第1号	所 管	財政課	
件 名	平成27年度尼崎市歳入歳出決算について					
内 容						
概要 (単位：千円)						
区 分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	
一 般 会 計	206,535,275	206,026,652	508,623	238,668	269,955	
特 別 会 計	192,963,967	189,674,863	3,289,104	2	3,289,102	
国民健康保険事業費	63,065,177	61,682,034	1,383,143	2	1,383,141	
地方卸売市場事業費	530,302	398,343	131,959	0	131,959	
育英事業費	7,958	7,958	0	0	0	
農業共済事業費	15,759	8,634	7,125	0	7,125	
都市整備事業費	212,160	212,160	0	0	0	
公共用地先行取得事業費	3,647,480	3,647,480	0	0	0	
公害病認定患者救済事業費	39,094	39,070	24	0	24	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	66,032	38,527	27,505	0	27,505	
青少年健全育成事業費	6,683	6,683	0	0	0	
介護保険事業費	37,653,190	36,940,768	712,422	0	712,422	
後期高齢者医療事業費	5,058,447	4,986,971	71,476	0	71,476	
駐車場事業費	204,521	204,521	0	0	0	
競艇場事業費	82,457,164	81,501,714	955,450	0	955,450	
合 計	399,499,242	395,701,515	3,797,727	238,670	3,559,057	

< 平成 2 8 年 9 月定例会 >

種 別	決算認定	番 号	認定第 2 ~ 5 号	所 管	水道局経理課 まち咲き施策推進担当 下水道部経営企画課	
件 名	平成 2 7 年度尼崎市水道事業会計決算について 平成 2 7 年度尼崎市工業用水道事業会計決算について 平成 2 7 年度尼崎市自動車運送事業会計決算について 平成 2 7 年度尼崎市下水道事業会計決算について					
内 容						
概要 (単位 : 千円)						
区 分		水道事業	工業用水道事業	自動車運送事業	下水道事業	
収 益 的 収 支 (税 抜)	経 常 損 益	収 益	9,288,967	1,748,777	2,640,941	12,447,230
		費 用	8,395,735	1,445,185	2,431,306	10,892,014
		差 引	893,232	303,592	209,635	1,555,216
	特 別 損 益	利 益	172,697	204,072	1,263,210	100
		損 失	4,174	0	1,281,831	2,192
		差 引	168,523	204,072	18,621	2,092
	純利益 +		1,061,755	507,664	191,014	1,553,124
	資 本 的 収 支	収 入	441,775	65,552	6,537	5,039,371
		支 出	3,474,749	723,431	6,254	8,749,350
差 引		3,032,974	657,879	283	3,709,979	
補 て ん 財 源 等		2,627,025	983,385	287,262	5,267,901	
資 金 収 支	年 間 +	405,949	325,506	287,545	1,557,922	
	累 計	6,085,009	6,931,880	315,483	6,426,360	

<平成28年9月定例会>

種 別	予 算	番 号	議案第104号	所 管	各事業所管課
件 名	平成28年度尼崎市一般会計補正予算(第3号)				
内 容					
1	補正予算の規模				
	(単位:千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	210,589,532	1,013,852	211,603,384		
2	歳入歳出補正予算額				
	(単位:千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	地方交付税	160,067	総務費	257,072	
	分担金及び負担金	47,174	民生費	384,897	
	使用料及び手数料	17,573	衛生費	336,721	
	国庫支出金	45,927	土木費	7,500	
	県支出金	34,451	消防費	2,300	
	寄付金	11,200	教育費	25,362	
	繰越金	213,554			
	諸収入	8,700			
	市債	604,700			
	合 計	1,013,852	合 計	1,013,852	
3	繰越明許費				
	追加				
	(単位:千円)				
	款	項	事業名	金額	
	総務費	総務管理費	本庁舎整備事業	490,222	

4 債務負担行為

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
阪急塚口サービスセンター移転事業	平成 29 年度	51,773
(仮称)保健福祉センター整備事業	平成 29 年度	926,388

5 補正予算の内容

(仮称)保健福祉センターの整備や、多子世帯等に係る保育料負担軽減制度の拡充、社会保障・税番号制度に係る団体内統合宛名システムの総合運用テスト等を行う。費目別事業概要は別紙のとおり。

費目別事業概要

総務費	257,072 千円
電子計算関係事業費	10,000 千円
社会保障・税番号制度に係る団体内統合宛名システムの総合運用テストを行う。	
財政調整基金積立金	135,000 千円
平成 27 年度決算剰余金の 2 分の 1 相当額の積立を行う。	
公共施設整備基金積立金	5,000 千円
城内地区の整備に向け、市制 1 0 0 周年記念寄付金の積立を行う。	
地域資源活用型まちづくり推進事業費	5,069 千円
城内地区の整備における尼崎城の内部展示及び活用等に係る計画を策定する。	
あまがさき市民まつり事業補助金	6,200 千円
市制 1 0 0 周年記念寄付金を受けたことにより、尼崎市民まつり協議会に対して補助金を増額する。	
阪急塚口サービスセンター移転事業費	92,787 千円
阪急塚口サービスセンターの移転に係る整備を行う。	
J R 尼崎サービスセンター移転事業費	3,016 千円
J R 尼崎サービスセンターの移転に係る設計業務を実施する。	
民生費	384,897 千円
(仮称)保健福祉センター整備事業費	376,992 千円
(仮称)保健福祉センターの整備を行う。	
施設型給付費	6,415 千円
国及び県の多子世帯等に係る保育料負担軽減制度の拡充へ対応する。	

地域型保育給付費 国及び県の多子世帯等に係る保育料負担軽減制度の拡充へ対応する。	1,490 千円
衛生費	336,721 千円
(仮称)保健福祉センター整備事業費 (仮称)保健福祉センターの整備を行う。	336,721 千円
土木費	7,500 千円
市制100周年記念あまがすきハーフマラソン事業補助金 スポーツ振興くじ助成金の交付決定を受けたこと等により、尼崎市市制100周年記念ハーフマラソン実行委員会に対して補助金を増額する。	7,500 千円
消防費	2,300 千円
消防団活動事業費 消防団員等公務災害補償等共済基金の助成金を活用し、消防団員に係る安全装備品を整備する。	1,000 千円
消防設備整備事業費 一般財団法人自治総合センターの助成金を活用し、女性防火クラブ及び少年消防クラブの活動に資する防災資機材を整備する。	1,300 千円
教育費	25,362 千円
私立幼稚園就園奨励補助金 国及び県の多子世帯等に係る保育料負担軽減制度の拡充へ対応する。	16,527 千円
施設型給付費 国及び県の多子世帯等に係る保育料負担軽減制度の拡充へ対応する。	8,835 千円

< 平成 2 8 年 9 月定例会 >

種 別	予算	番 号	議案第 1 0 5 号	所 管	介護保険事業担当
件 名	平成 2 8 年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算 (第 1 号)				
内 容					
1 補正予算の規模					
(単位 : 千円)					
現在予算額		補正予算額		補正後予算額	
38,818,621		311,477		39,130,098	
2 歳入歳出補正予算額					
(単位 : 千円)					
歳 入			歳 出		
款	補正予算額		款	補正予算額	
繰越金	311,477		諸支出金	311,477	
合 計	311,477		合 計	311,477	
3 補正予算の内容					
(1) 諸支出金					
・ 国庫負担金等返還金				3 1 1 , 4 7 7 千円	
平成 2 7 年度における国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金の確定差額を増額する。					

<平成28年9月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第106号	所 管	契約課
件 名	尼崎市公共調達基本条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>「公共サービス基本法」や「尼崎市産業振興基本条例」の制定、また、建設業に係る「担い手3法」の改正により本市の努力義務や責務となった市発注業務に係る労働者の労働環境整備、市内事業者の受注機会増大及び適正な予定価格の設定への対応、並びに社会的課題の解決、適正履行及び質の確保など、公共調達に関する取組を市民や事業者等の理解を得て総合的に推進し、地域経済の持続的な発展及び市民福祉の増進を目指すため、公共調達に関する基本的な考え方などを示す条例を制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 基本方針（第3条）</p> <p>ア 市内事業者が請負等業務及び下請等契約に係る業務を受注する機会並びに市内事業者が指定処分を受けるべき者として選定される機会を増大させること。</p> <p>イ 公共調達を通じた社会的課題の解決に資する取組を推進すること。</p> <p>ウ 公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保すること。</p> <p>エ 公共調達に係る業務の適正な履行及びその質を確保すること。</p> <p>(2) 市長等の責務・受注者等の責務（第4条及び第5条）</p> <p>ア 市長等は、公共調達に係る契約等の公正性、競争性及び透明性の確保を図りつつ、基本方針に基づく公共調達に関する取組を総合的に推進しなければならない。</p> <p>イ 受注者等は、公共調達に関係する法令等を遵守するとともに基本方針に基づく公共調達に関する取組に協力しなければならない。</p> <p>(3) 基本方針に基づく主な内容（第6条～第25条）</p> <p>ア 市内事業者に対し優先的に発注するよう努めることなど</p> <p>イ 入札の参加に必要な資格を定める場合において社会的課題の解決に資する取組を行っている事業者を優遇するなどの必要な措置を講じるよう努めること。</p> <p>ウ 対象受注者等に対する労働関係法令遵守状況の報告義務や報告されない場合等における氏名等の公表、対象労働者からの通報・相談、関係機関への通報など</p> <p>エ 適正な予定価格等の設定や履行内容の確認、従前従事労働者の雇用など</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日。</p> <p>ただし、労働関係法令の遵守状況の報告義務などの規定は、規則で定める日。</p>					

<平成28年9月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第107号	所 管	選挙管理委員会事務局
件 名	尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>公職選挙法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第194号)の施行により、国会議員の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、尼崎市議会議員及び尼崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 選挙運動用自動車の使用に係る1日の限度額の引き上げ(第4条第2号)</p> <p>ア 自動車の借入れ 「15,300円」から「15,800円」に改める。</p> <p>イ 燃料費 「7,350円」から「7,560円」に改める。</p> <p>(2) 選挙運動用ビラの作成に係る1枚の限度額の引き上げ(第6条の4及び5) 「7円30銭」から「7円51銭」に改める。</p> <p>(3) 選挙運動用ポスターの作成に係る限度額の引き上げ(第9条第1号及び第2号)</p> <p>ア 選挙区のポスター掲示場数が500を超える場合</p> <p>(ア) 印刷費 「26円73銭」から「27円50銭」に改める。 (イ) 企画費 「557,115円」から「573,030円」に改める。</p> <p>イ 選挙区のポスター掲示場数が500以下の場合</p> <p>(ア) 印刷費 「510円48銭」から「525円6銭」に改める。 (イ) 企画費 「301,875円」から「310,500円」に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日。</p> <p>ただし、改正後の規定は、この条例の施行の日以後にその期日が告示される尼崎市議会議員又は尼崎市長の選挙について適用し、同日前にその期日が告示された選挙については、なお従前の例による。</p>					

尼崎市選挙公営条例

改正後	現 行
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次に掲げる区分に応じ当該号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次に掲げる区分に応じ当該号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,300円を超える場合には、15,300円)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料</p>

<p>受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560</u>円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第6条の4 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合は、<u>7円51銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて16,000枚の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額)</p> <p>第6条の5 第6条の2の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が16,000枚を超える場合は、16,000</p>	<p>の代金と合算して、<u>7,350</u>円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第6条の4 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円30銭</u>を超える場合は、<u>7円30銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて16,000枚の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額)</p> <p>第6条の5 第6条の2の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円30銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が16,000枚を超える場合は、16,000</p>
---	---

<p>枚) を乗じて得た金額とする。 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第9条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次に掲げる区分に応じ当該号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域(以下「選挙区域」という。)におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>27円50銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>573,030円</u>を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(その金額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該選挙区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>525円6銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>	<p>枚) を乗じて得た金額とする。 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第9条 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次に掲げる区分に応じ当該号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域(以下「選挙区域」という。)におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>26円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>557,115円</u>を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該選挙区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>510円48銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>301,875円</u>を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>
---	--

< 平成 2 8 年 9 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 1 0 8 号	所 管	介護保険事業担当
件 名	尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>介護保険の事業所等において、賭博や風俗営業を連想させる名称、遊技設備を用いて、利用者に介護保険サービスとして通常の日常生活の範囲内と認められる時間を超えるような時間をそれらの遊技に充てることなど(以下「アミューズメント型の介護サービス」という。)は、利用者の射幸心をそそり、依存性が強くなるなどの影響を与えることにもつながりかねないことから、兵庫県においてはすでに規制の対象とされている。</p> <p>県内における事業所指定基準について均衡を図る必要があることから、本市におけるアミューズメント型の介護保険サービスについても規制するため、規定の整備を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>介護保険サービスのうち、機能訓練やリハビリテーションのサービスを提供する、通所介護などの居宅サービス事業所、介護予防通所介護などの介護予防サービス事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護サービス事業所を対象に、以下の事項を新たに加える。</p> <p>(1) 機能訓練等のサービスとして、利用者の射幸心を過度にそそるおそれ又は利用者が過度に依存するおそれのある遊技(以下「対象遊技」という。)を、通常の日常生活の範囲内と認められる時間を超えて、利用者に提供してはならない。</p> <p>(2) 対象遊技の結果により得られる疑似通貨(物品、金銭、役務などの経済上の利益との交換手段としての機能を有するものをいう。)を利用者に提供してはならない。</p> <p>(3) 居宅サービス計画において定められた回数、時間などの数量等を超えたサービスを提供してはならない。</p> <p>(4) 事業所の施設の外観若しくは内装、施設の設備若しくは備品の配置又は事業所のサービスの提供方法について、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。</p> <p>(5) 事業所の名称及び事業所についての広告の内容について、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 8 年 1 1 月 1 日</p>					

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

改正後	現 行
<p>(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 法第42条第1項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項から第13項までに規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。</p> <p>2～8 略</p> <p>9 <u>指定居宅サービス事業者等(規則で定める事業のいずれかに該当する事業(以下「特定事業」という。)を行う者に限る。以下「特定指定居宅サービス事業者等」という。)</u>は、<u>リハビリテーションその他の機能訓練その他利用者に対して提供するサービス又はこれに付随するものとして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号又は第5号に該当する営業(以下「特定風俗営業」という。)</u>に係る遊技<u>その他利用者の射幸心を過度にそそるおそれ又は利用者が過度に依存するおそれがある遊技(以下「対象遊技」という。)</u>を、<u>通常の日常生活の範囲内における行為と認められる時間として市長が別に定める時間を超えて利用者</u>に提供してはならない。</p> <p>10 特定指定居宅サービス事業者等は、<u>対象遊技の結果に応じて疑似通貨(物品、金銭、</u></p>	<p>(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 法第42条第1項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項から第8項までに規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。</p> <p>2～8 略</p>

役務その他の経済上の利益との交換手段としての機能を有するものをいう。)を利用者に提供してはならない。

1 1 特定指定居宅サービス事業者等は、正当な理由なく、省令第16条に規定する居宅サービス計画(規則で定める事業にあっては、規則で定める計画)において定められた回数、時間その他の数量等を超えて居宅サービス(対象遊技を提供するものに限る。)を提供してはならない。

1 2 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の施設(利用者が容易に見ることができる部分に限る。以下この項において同じ。)の外観若しくは内装、当該施設における設備若しくは備品の配置又は当該事業所におけるサービスの提供の方法について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。

1 3 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。

(指定介護予防サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第5条 略

2 第3条第2項から第8項までの規定は指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業(以下「指定介護予防サービス事業等」という。)について、同条第9項から第13項までの規定は指定介護予防サービス事業等(規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備

(指定介護予防サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第5条 略

2 第3条第2項から第8項までの規定は、指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備

<p>及び運営の基準)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 第3条第2項から第8項までの規定は指定地域密着型サービスの事業について、<u>同条第9項から第13項までの規定は当該事業(規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。)</u>について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>3 略</p> <p>(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 第3条第2項、第3項、第5項、<u>第6項及び第9項から第13項までの規定は指定介護老人福祉施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護老人福祉施設について準用する。</u>この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(介護老人保健施設の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 第3条第2項、第3項、第5項、<u>第6項及び第9項から第13項までの規定は介護老人保健施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護老人保健施設について準用する。</u>この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 第3条第2項から<u>第13項まで</u>及び第10条第3項の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>	<p>及び運営の基準)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 第3条第2項から第8項までの規定は、<u>指定地域密着型サービスの事業について準用する。</u>この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>3 略</p> <p>(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 第3条第2項、第3項、第5項<u>及び第6項</u>の規定は指定介護老人福祉施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(介護老人保健施設の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 第3条第2項、第3項、第5項<u>及び第6項</u>の規定は介護老人保健施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護老人保健施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 第3条第2項から<u>第8項まで</u>及び第10条第3項の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>
--	--

< 平成 2 8 年 9 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 1 0 9 号	所 管	協働・男女参画課
件 名	尼崎市自治のまちづくり条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>本市における自治の基本理念や基本的な事項を定め、市民、事業者、行政などのそれぞれの権利や責務を明らかにすることにより、将来にわたり自治のまちづくりを進め、本市を魅力的でくらしやすいまちにしていくため、市制施行 1 0 0 周年を機に、市制施行 5 0 周年に制定された尼崎市民憲章を礎として、尼崎市自治のまちづくり条例を制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 目的 (第 1 条)</p> <p>本市における自治のまちづくりの基本理念や基本的な事項を定めるとともに、市民等の権利及び責務並びに市長等及び尼崎市議会の責務を明らかにすることにより、自治のまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>(2) 基本理念 (第 3 条)</p> <p>自治のまちづくりは、基本理念 (「情報共有」 「参画」 「協働」 「対話」) に基づき、たゆみなく推進されなければならないことを定める。</p> <p>(3) 各主体の権利及び責務 (第 4 条 ~ 第 6 条)</p> <p>基本理念にのっとり、市民等、市長等及び市議会の権利や責務を定める。</p> <p>(4) 情報の発信 (第 7 条)</p> <p>情報の発信について、市長等の役割を定める。</p> <p>(5) まちづくりへの参画 (第 8 条)</p> <p>市民等によるまちづくりへの参画について、市長等の役割を定める。</p> <p>(6) 地域コミュニティにおける取組 (第 9 条)</p> <p>地域コミュニティを育むための取組について、各主体の役割を定める。</p> <p>(7) 取組の推進 (第 1 0 条)</p> <p>自治の推進について、その取組状況を踏まえ、必要な措置を講じることを定める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 8 年 1 0 月 8 日</p>					

< 平成 28 年 9 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 110 号	所 管	市民活動推進担当
件 名	尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>公共施設の最適化に向けた取組により、中央地区を除く支所と地区会館については複合化を進めているが、地区会館の維持管理・受付業務等については、指定管理者制度を導入しており、平成 28 年度末をもって指定管理期間が満了となることから、平成 29 年度以降の新たな指定管理者を選定する必要がある。</p> <p>一方、平成 31 年度からの地域振興支援機能のあり方を、今後、庁内検討や市民意見聴取を踏まえ方向性を決めていくこととしている。</p> <p>これらのことから、新たな地域振興支援機能のあり方について方向性を示すまでの 2 年間、武庫地区会館、小田地区会館、園田地区会館、大庄地区会館、立花地区会館（以下「武庫地区会館等」という。）について、現指定管理者を新たな指定管理者として選定することができる施設とするため規定の整備を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例（付則） 武庫地区会館等の管理について、現指定管理者を新たな指定管理者として選定できる施設とするため付則を追加する。</p> <p>(2) 尼崎市指定管理者選定委員会条例（別表第 1、別表第 2） ア 当該委員会が指定管理者の選定に関する事項を調査審議する対象施設から武庫地区会館等を削る。（別表第 1） イ 当該委員会を設置する際、1 つの施設とみなす対象施設から武庫地区会館等を削る。（別表第 2）</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>					

尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>付 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p><u>（指定管理者の選定の特例等）</u></p> <p>2 第8条及び第9条の規定にかかわらず、市長は、<u>尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例（平成28年尼崎市条例第 号。以下「平成28年改正条例」という。）の施行の日から平成31年3月31日までの間に限り、尼崎市立武庫地区会館、尼崎市立小田地区会館、尼崎市立園田地区会館、尼崎市立大庄地区会館又は尼崎市立立花地区会館（以下「武庫地区会館等」という。）の管理について、平成28年改正条例の施行の際現に指定管理者として武庫地区会館等の管理を行っている者を、指定管理者の指定を受けべきものとして選定することができる。</u></p> <p>3 市長は、前項の規定により選定する場合は、<u>指定管理者の指定を受けようとする者に指定管理者指定申請書及び事業計画書その他規則で定める書類を提出させるものとする。</u></p> <p>4 市長が付則第2項の規定により選定した者を指定管理者に指定した場合には、<u>第10条中「前条」とあるのは、「付則第2項」として、同条の規定を適用する。</u></p>	<p>付 則</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。</p>

尼崎市指定管理者選定委員会条例（第2条関係）

改正後	現行
<p>別表第1</p> <p>1 略</p> <p><u>削る</u></p> <p><u>削る</u></p> <p><u>削る</u></p> <p><u>削る</u></p> <p><u>削る</u></p> <p>2 尼崎市立園田東会館</p> <p>3 尼崎市立地域総合センター上ノ島本館及び 尼崎市立地域総合センター上ノ島分館（以下 「総合センター上ノ島」という。）</p> <p>4 尼崎市立地域総合センター神崎（以下「総 合センター神崎」という。）</p> <p>5 尼崎市立地域総合センター水堂本館及び尼 崎市立地域総合センター水堂分館（以下「総 合センター水堂」という。）</p> <p>6 尼崎市立地域総合センター今北（以下「総 合センター今北」という。）</p> <p>7 尼崎市立地域総合センター南武庫之荘（以 下「総合センター南武庫之荘」という。）</p> <p>8 尼崎市立地域総合センター塚口（以下「総 合センター塚口」という。）</p> <p>9 デイサービスセンター</p> <p>10 総合老人福祉センター</p> <p>11 尼崎市立すこやかプラザ</p> <p>12 尼崎市立青少年いこいの家</p> <p>13 本市が設置する市営住宅、改良住宅、コ ミュニティ住宅、再開発住宅、従前居住者用 住宅及び特定公共賃貸住宅（以下「市営住宅 等」という。）のうち市域の北部に存する施設 として規則で定める施設</p>	<p>別表第1</p> <p>1 略</p> <p>2 尼崎市立武庫地区会館（以下「武庫地区会 館」という。）</p> <p>3 尼崎市立小田地区会館（以下「小田地区会 館」という。）</p> <p>4 尼崎市立園田地区会館（以下「園田地区会 館」という。）</p> <p>5 尼崎市立大庄地区会館（以下「大庄地区会 館」という。）</p> <p>6 尼崎市立立花地区会館（以下「立花地区会 館」という。）</p> <p>7 尼崎市立園田東会館</p> <p>8 尼崎市立地域総合センター上ノ島本館及び 尼崎市立地域総合センター上ノ島分館（以下 「総合センター上ノ島」という。）</p> <p>9 尼崎市立地域総合センター神崎（以下「総 合センター神崎」という。）</p> <p>10 尼崎市立地域総合センター水堂本館及び 尼崎市立地域総合センター水堂分館（以下「総 合センター水堂」という。）</p> <p>11 尼崎市立地域総合センター今北（以下「総 合センター今北」という。）</p> <p>12 尼崎市立地域総合センター南武庫之荘 （以下「総合センター南武庫之荘」という。）</p> <p>13 尼崎市立地域総合センター塚口（以下「総 合センター塚口」という。）</p> <p>14 デイサービスセンター</p> <p>15 総合老人福祉センター</p> <p>16 尼崎市立すこやかプラザ</p> <p>17 尼崎市立青少年いこいの家</p> <p>18 本市が設置する市営住宅、改良住宅、コ ミュニティ住宅、再開発住宅、従前居住者用 住宅及び特定公共賃貸住宅（以下「市営住宅 等」という。）のうち市域の北部に存する施設 として規則で定める施設</p>

<p>1 4 市営住宅等のうち市域の南部に存する施設として規則で定める施設</p> <p>1 5 尼崎市立富松住宅</p> <p>1 6 尼崎市立自動車駐車場</p> <p>1 7 尼崎市立立花駅第 1 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 2 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 3 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 4 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 5 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 6 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 7 自転車駐車場、尼崎市立立花駅南地下自転車駐車場及び尼崎市立武庫之荘駅第 1 自転車駐車場（以下「立花駅等自転車駐車場」という。）</p> <p>1 8 尼崎市立 JR 尼崎駅南自転車駐車場及び尼崎市立 JR 尼崎駅北自転車駐車場（以下「JR 尼崎駅自転車駐車場」という。）</p> <p>1 9 尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場（以下「出屋敷駅自転車駐車場」という。）</p> <p>2 0 橘公園、小田南公園、西向島公園及び猪名川公園並びに尼崎市立魚つり公園（軟式野球場及び多目的運動広場に限る。）（以下「橘公園等」という。）</p> <p>2 1 尼崎市立魚つり公園（魚釣施設及び駐車場に限る。以下「魚釣施設等」という。）</p> <p>2 2 尼崎市立北図書館</p> <p>2 3 尼崎市立美方高原自然の家</p>	<p>1 9 市営住宅等のうち市域の南部に存する施設として規則で定める施設</p> <p>2 0 尼崎市立富松住宅</p> <p>2 1 尼崎市立自動車駐車場</p> <p>2 2 尼崎市立立花駅第 1 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 2 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 3 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 4 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 5 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 6 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 7 自転車駐車場、尼崎市立立花駅南地下自転車駐車場及び尼崎市立武庫之荘駅第 1 自転車駐車場（以下「立花駅等自転車駐車場」という。）</p> <p>2 3 尼崎市立 JR 尼崎駅南自転車駐車場及び尼崎市立 JR 尼崎駅北自転車駐車場（以下「JR 尼崎駅自転車駐車場」という。）</p> <p>2 4 尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場（以下「出屋敷駅自転車駐車場」という。）</p> <p>2 5 橘公園、小田南公園、西向島公園及び猪名川公園並びに尼崎市立魚つり公園（軟式野球場及び多目的運動広場に限る。）（以下「橘公園等」という。）</p> <p>2 6 尼崎市立魚つり公園（魚釣施設及び駐車場に限る。以下「魚釣施設等」という。）</p> <p>2 7 尼崎市立北図書館</p> <p>2 8 尼崎市立美方高原自然の家</p>
<p>備考 第 3 項、第 5 項、第 1 3 項、第 1 4 項、第 1 7 項、第 1 8 項、第 2 0 項及び第 2 1 項に掲げる施設は、これらの項ごとに一の指定管理者対象施設とみなす。</p>	<p>備考 第 8 項、第 1 0 項、第 1 8 項、第 1 9 項、第 2 2 項、第 2 3 項、第 2 5 項及び第 2 6 項に掲げる施設は、これらの項ごとに一の指定管理者対象施設とみなす。</p>

<p>別表第 2</p> <p>1 略</p> <p><u>削る</u></p> <p>2 尼崎市立園田東会館</p> <p>3 総合センター上ノ島、総合センター神崎、総合センター水堂、総合センター今北、総合センター南武庫之荘及び総合センター塚口</p> <p>4 デイサービスセンター</p> <p>5 総合老人福祉センター</p> <p>6 尼崎市立すこやかプラザ</p> <p>7 尼崎市立青少年いこいの家</p> <p>8 市営住宅等</p> <p>9 尼崎市立富松住宅</p> <p>10 尼崎市立自動車駐車場</p> <p>11 立花駅等自転車駐車場、JR 尼崎駅自転車駐車場及び出屋敷駅自転車駐車場</p> <p>12 橋公園等</p> <p>13 魚釣施設等</p> <p>14 尼崎市立北図書館</p> <p>15 尼崎市立美方高原自然の家</p> <p>備考 第 3 項、第 8 項及び第 11 項から第 13 項までに掲げる施設は、これらの項ごとに一の施設とみなす。</p>	<p>別表第 2</p> <p>1 略</p> <p>2 武庫地区会館、小田地区会館、園田地区会館、大庄地区会館及び立花地区会館</p> <p>3 尼崎市立園田東会館</p> <p>4 総合センター上ノ島、総合センター神崎、総合センター水堂、総合センター今北、総合センター南武庫之荘及び総合センター塚口</p> <p>5 デイサービスセンター</p> <p>6 総合老人福祉センター</p> <p>7 尼崎市立すこやかプラザ</p> <p>8 尼崎市立青少年いこいの家</p> <p>9 市営住宅等</p> <p>10 尼崎市立富松住宅</p> <p>11 尼崎市立自動車駐車場</p> <p>12 立花駅等自転車駐車場、JR 尼崎駅自転車駐車場及び出屋敷駅自転車駐車場</p> <p>13 橋公園等</p> <p>14 魚釣施設等</p> <p>15 尼崎市立北図書館</p> <p>16 尼崎市立美方高原自然の家</p> <p>備考 第 2 項、第 4 項、第 9 項及び第 12 項から第 14 項までに掲げる施設は、これらの項ごとに一の施設とみなす。</p>
--	---

< 平成 2 8 年 9 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 1 1 1 号	所 管	市街地整備課
件 名	尼崎市住環境整備条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>本市では、よりよい住環境の維持・形成の観点から、地区の特性に応じたまちづくりを促進するため、尼崎市住環境整備条例において、地区計画の申出に係る手続きやまちづくり活動への支援等について定めている。</p> <p>より一層、住民主体のまちづくりを支援するため、地区計画制度等を補完する仕組みとして、地区独自で策定されるまちづくりルールを市が認定する「地区まちづくりルール制度」を創設することから、手続きその他所要の規定の整備を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) まちづくり活動団体について</p> <p>良好な住環境の形成及び保全のための活動を行うことを目的とする、一定の登録要件を満たした「まちづくり活動団体」の登録その他手続きを規定する。</p> <p>(2) まちづくりルールの認定制度について</p> <p>まちづくり活動団体が策定した「まちづくりルール」について、ルールに定める事項、ルールの認定要件及びその他手続きを規定する。</p> <p>(3) まちづくり推進団体について</p> <p>認定を受けたまちづくりルールに沿ったまちづくりを推進することを目的とする、一定の登録要件を満たした「まちづくり推進団体」の認定その他手続きを規定する。</p> <p>(4) 対象行為の届出等について</p> <p>認定を受けたまちづくりルールの対象区域内において、対象行為(建築物の建築等のまちづくり推進団体と協議すべき行為)を行おうとする者によるまちづくり推進団体との協議及び届出等の手続き等について規定する。</p> <p>(5) 指導及び勧告等について</p> <p>届出等を行わない者に対する、指導及び勧告等の手続きについて規定する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 9 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市住環境整備条例

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第7章 地区まちづくりへの住民参加</p> <p>第1節 まちづくり活動団体(第35条の2 第35条の4)</p> <p>第2節 地区計画等(第35条の5 第39 条)</p> <p>第3節 まちづくりルールの認定制度(第40 条 第40条の9)</p> <p>第4節 建築協定の締結の促進(第41条)</p> <p>第7章 地区まちづくりへの住民参加</p> <p>第1節 まちづくり活動団体 (まちづくり活動団体の登録等)</p> <p>第35条の2 良好な住環境の形成及び保全の ための活動を行うことを目的とする団体で規 則で定める要件に適合するもの(以下「まちづ くり活動団体」という。)は、規則で定めると ころにより、市長の登録を受けることができ る。</p> <p>2 前項の登録(以下「団体登録」という。)を 受けたまちづくり活動団体(以下「登録まちづ くり活動団体」という。)は、規則で定める事 項に変更があったとき又は団体登録を辞退し ようとするときは、規則で定めるところによ り、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(登録まちづくり活動団体の活動の状況の報告 等)</p> <p>第35条の3 登録まちづくり活動団体は、規則 で定めるところにより、その活動の状況を市長 に報告しなければならない。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、登録ま ちづくり活動団体に対し、その活動の状況につ いて報告を求めることができる。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による報告及び前項の 規定による報告の要求に対する報告の内容を</p>	<p>目次</p> <p>第7章 地区まちづくりへの住民参加</p> <p>第1節 地区計画等の原案の作成手続(第3 6条 第39条)</p> <p>第2節 住民参加の促進(第40条)</p> <p>第3節 建築協定の締結の促進(第41条)</p> <p>第7章 地区まちづくりへの住民参加</p>

公表することができる。

(登録まちづくり活動団体の団体登録の取消し)

第35条の4 市長は、登録まちづくり活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その団体登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により団体登録を受けたとき。
- (2) 第35条の2第1項の規則で定める要件に適合しなくなったとき。
- (3) その目的に沿った活動をしていないと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、登録まちづくり活動団体として不適当と認められるとき。

第2節 地区計画等

(地区計画等に定めるべき事項の申出)

第35条の5 登録まちづくり活動団体は、規則で定めるところにより、地区計画等に定めるべき事項を市長に申し出ることができる。

2 前項の規定による申出の内容は、次に掲げる要件に適合しているものでなければならない。

- (1) 関係法令及び市の基本構想に整合していること。
- (2) 当該申出に係る地区計画等の区域となるべき区域内の土地又は建物を所有する者の総意を反映していること。

(地区計画等の原案)

第36条 法第16条第2項の規定に基づく地区計画等の案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の原案」という。)の提示方法及び意見の提出方法は、次条から第39条までに定めるところによる。

第37条～第39条 略

削る

第1節 地区計画等の原案の作成手続

(地区計画等)

第36条 法第16条第2項の規定に基づく地区計画等の案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の原案」という。)の提示方法及び意見の提出方法は、次条から第39条までに定めるところによる。

第37条～第39条 略

第2節 住民参加の促進

(まちづくりの方針案の提案等)

第3節 まちづくりルールの認定制度

(まちづくりルールの認定)

第40条 登録まちづくり活動団体は、一定の土地の区域について、当該区域における良好な住環境の形成及び保全を図るための方針等(以下「まちづくりルール」という。)を策定し、規則で定めるところにより、市長に対し、その認定を申請することができる。

2 まちづくりルールにおいては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 名称
- (2) 当該まちづくりルールが適用される区域(以下「対象区域」という。)
- (3) 良好な住環境の形成及び保全を図るための方針
- (4) 対象区域内の土地又は建物に関する事項
- (5) 土地の区画形質の変更、建築物の建築、工作物の建設その他対象区域の住環境に影響を及ぼすおそれがある行為のうち、第40条の5第2項の規定により第40条の3第1項に規定するまちづくり推進団体と協議すべきもの(以下「対象行為」という。)

第40条 地区計画等に盛り込むべき事項を検討することを目的として組織された団体(以下「まちづくり協議会」という。)は、当該地区計画等を定めようとする土地の区域について、まちづくりの方針案及び良好な住環境を形成するための整備計画案等を策定し、これらを市長に提案することができる。

2 前項の規定による提案の内容は、次に掲げる要件に適合しているものでなければならない。

- (1) 関係法令に適合し、市の基本構想に整合していると認められるもの
- (2) 地区計画等を定めようとする土地の区域内の住民等の総意を反映していると認められるもの

3 まちづくりルールにおいては、前項各号に掲げるもののほか、同項第3号の方針に沿ったまちづくりに資する事項を定めることができる。

4 市長は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係るまちづくりルールが次の各号に掲げる要件に適合し、かつ、市長が適当と認めるときは、当該まちづくりルールの認定を行うものとする。

(1) 対象区域内の土地又は建物を所有し、又は占有する者(以下「対象住民等」という。)の意見が適切に反映されているものであると認められること。

(2) 対象区域の面積が5,000平方メートル以上であること。

(3) 関係法令及び市の都市計画その他の市の行政計画等と整合しており、かつ、他の次条第1項に規定する地区まちづくりルールに抵触しないこと。

5 市長は、まちづくりルールの内容、対象区域等の特性により必要があると認めるときは、前項第2号に掲げる要件を緩和することができる。

(まちづくり推進団体の認定)

第40条の2 前条第4項の規定による認定(以下「ルール認定」という。)を受けたまちづくりルール(以下「地区まちづくりルール」という。)に沿ったまちづくりを推進しようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に対し、その認定を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る団体が規則で定める要件に適合し、かつ、市長が適当と認めるときは、当該団体に対し、認定を行うものとする。

(地区まちづくりルールの変更等)

第40条の3 前条第2項の規定による認定(以

下「団体認定」という。)を受けた団体(以下「まちづくり推進団体」という。)は、地区まちづくりルールの変更(規則で定める事項の変更を除く。以下「ルール変更」という。)をしたときは、規則で定めるところにより、市長に対し、当該ルール変更の認定を申請することができる。

2 第40条第4項の規定は前項の規定によるルール変更の認定の申請があった場合について、同条第5項の規定は当該申請に係るルール変更による変更後の地区まちづくりルールについて準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは「第40条の3第1項」と、「まちづくりルールが」とあるのは「ルール変更による変更後の地区まちづくりルールが」と、「まちづくりルールの」とあるのは「ルール変更の」と、同条第5項中「前項第2号」とあるのは「第40条の3第2項において準用する前項第2号」と読み替えるものとする。

3 まちづくり推進団体は、規則で定める事項に変更があったとき又は団体認定を辞退しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(地区まちづくりルールの遵守)

第40条の4 地区まちづくりルールに係る対象住民等は、当該地区まちづくりルールに沿ったまちづくりを行うよう努めるものとする。

(対象行為の届出等)

第40条の5 地区まちづくりルールの対象区域内において対象行為に該当する行為を行おうとする者(以下「対象行為事業者」という。)は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 対象行為事業者は、規則で定めるところにより、その対象行為に該当する行為について、当

該対象行為に係る地区まちづくりルールに係るまちづくり推進団体と協議しなければならない。ただし、当該対象行為に該当する行為について当該まちづくり推進団体と協議することができないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 対象行為事業者は、前項の規定によりまちづくり推進団体と協議したときは、規則で定めるところにより、その協議の内容を市長に報告しなければならない。

4 第1項の規定による届出をした対象行為事業者は、その対象行為に該当する行為の内容の変更(規則で定める事項の変更に限る。以下「内容変更」という。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、内容変更について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第5項において準用する前項」と読み替えるものとする。

6 市長は、地区まちづくりルールの適正な運用を図るため必要があると認めるときは、当該地区まちづくりルールに係る対象行為事業者又はまちづくり推進団体に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。

(まちづくり推進団体の活動の状況の報告等)

第40条の6 第35条の3の規定は、まちづくり推進団体について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「第40条の6において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「同条において準用する前項」と読み替えるものとする。

(ルール認定等の取消し)

第40条の7 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地区まちづくりルールに係るルール認定を取り消すことができる。

(1) 登録まちづくり活動団体が、偽りその他不正の手段により、まちづくりルールを策定し、又は市長に当該まちづくりルールの認定を申請した場合において、そのルール認定があったとき。

(2) 当該地区まちづくりルールが第40条第4項各号に掲げる要件（同項第2号に掲げる要件にあっては、同条第5項の規定により緩和された場合は、その緩和後のもの）のいずれかに適合しなくなったとき。

(3) 第40条の3第3項の規定による届出（当該地区まちづくりルールに係るまちづくり推進団体に係る団体認定の辞退に係るものに限る。）があったとき。

(4) 次条（第3号を除く。）の規定により当該地区まちづくりルールに係るまちづくり推進団体に係る団体認定が取り消されたとき。

2 市長は、まちづくり推進団体が、偽りその他不正の手段により、地区まちづくりルールを変更し、又は市長にその変更の認定を申請した場合において、第40条の3第2項において読み替えて準用する第40条第4項の規定によるルール変更の認定（以下「変更認定」という。）があったときは、当該変更認定を取り消すことができる。

（団体認定の取消し）

第40条の8 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、まちづくり推進団体に係る団体認定を取り消すことができる。

(1) 当該まちづくり推進団体が偽りその他不正の手段により団体認定を受けたとき。

(2) 当該まちづくり推進団体が第40条の2第2項の規則で定める要件に適合しなくなったとき。

(3) 前条第1項（第3号及び第4号を除く。）の規定により当該まちづくり推進団体に係

<p><u>る地区まちづくりルールに係るルール認定が取り消されたとき。</u></p> <p>(4) <u>当該まちづくり推進団体がその地区まちづくりルールに沿ったまちづくりを推進していないと認められるとき。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる場合のほか、まちづくり推進団体として不適当と認められるとき。</u></p> <p><u>(公告)</u></p> <p><u>第40条の9 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>ルール認定、変更認定又は団体認定があったとき。</u></p> <p>(2) <u>第40条の3第3項の規定による届出(規則で定める事項の変更に係るものを除く。)があったとき。</u></p> <p>(3) <u>第40条の7第1項の規定によるルール認定の取消し、同条第2項の規定による変更認定の取消し又は前条の規定による団体認定の取消しがあったとき。</u></p> <p><u>第4節 建築協定の締結の促進</u></p> <p>第8章 良好な住環境の形成の促進 第1節 助成制度 第42条 略</p> <p><u>(登録まちづくり活動団体等に対する支援)</u></p> <p><u>第43条 市長は、別に定めるところにより、登録まちづくり活動団体及びまちづくり推進団体に対し、その活動に要する経費についての助成その他の支援を行うことができる。</u></p> <p>第2節 略</p> <p>第8章の2 届出等の不履行に係る指導等 (届出等の不履行に係る指導)</p>	<p><u>第3節 建築協定の締結の促進</u></p> <p>第8章 良好な住環境の形成の促進 第1節 助成制度 第42条 略</p> <p><u>(まちづくり協議会に対する助成)</u></p> <p><u>第43条 市長は、別に定めるところにより、まちづくり協議会に対し、その活動に要する経費について助成をすることができる。</u></p> <p>第2節 略</p> <p>第8章の2 届出等の不履行に係る指導等 (届出等の不履行に係る指導)</p>
--	---

第45条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、大規模開発事業者、開発事業者又は対象行為事業者に対し、当該手続を行うよう指導するものとする。

- (1) 大規模開発事業者が第15条の2又は第15条の5第1項の規定による届出を行わないとき。
- (2) 略
- (3) 大規模開発事業者が第15条の4第3項(第15条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による見解書の提出を行わないとき。
- (4) 開発事業者が第23条又は第26条第1項の規定による届出を行わないとき。
- (5) 略
- (6) 開発事業者が第29条第1項の規定による見解書の提出を行わないとき。
- (7) 対象行為事業者が第40条の5第1項又は第4項の規定による届出を行わないとき。
- (8) 対象行為事業者が正当な理由なく第40条の5第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による協議を行わないとき。
- (9) 対象行為事業者が第40条の5第3項(同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告を行わないとき。

(工事の着手の延期等の勧告)

第45条の2 市長は、大規模開発事業者、開発事業者若しくは対象行為事業者が前条の規定による指導に従わないとき又は関係当事者が第30条第3項の規定による勧告に従わないときその他調停の円滑な実施のため必要があると認めるときは、当該大規模開発事業者、開発事業者若しくは対象行為事業者又は関係当事者に対し、期間を定めて当該大規模開発事業、開発事業若しくは対象行為に該当する行為

第45条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、大規模開発事業者又は開発事業者に対し、当該手続を行うよう指導を行うものとする。

- (1) 大規模開発事業者が第15条の2又は第15条の5第1項に規定する届出を行わないとき。
- (2) 略
- (3) 大規模開発事業者が第15条の4第3項(第15条の5第3項において準用する場合を含む。)に規定する見解書の提出を行わないとき。
- (4) 開発事業者が第23条又は第26条第1項に規定する届出を行わないとき。
- (5) 略
- (6) 開発事業者が第29条第1項に規定する見解書の提出を行わないとき。

(工事の着手の延期又は停止の勧告)

第45条の2 市長は、大規模開発事業者若しくは開発事業者が前条の規定による指導に従わないとき又は関係当事者が第30条第3項の規定による勧告に従わないときその他調停の円滑な実施のため必要があると認めるときは、当該大規模開発事業者若しくは開発事業者又は関係当事者に対し、期間を定めて当該大規模開発事業若しくは開発事業又は中高層建築物の建築若しくはワンルームマンションの新築

又は中高層建築物の建築若しくはワンルームマンションの新築に係る工事の着手の延期又は停止を勧告することができる。

(工事の着手の延期等の勧告に係る公表)

第45条の3 市長は、大規模開発事業者、開発事業者若しくは対象行為事業者又は関係当事者(以下「大規模開発事業者等」という。)が正当な理由なく前条の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該大規模開発事業者等の氏名又は名称、当該勧告の内容及び当該勧告に対する当該大規模開発事業者等の対応の状況その他規則で定める事項を公表することができる。

2 略

第9章 雑則

(大規模開発事業等の承継の届出)

第46条 第15条の2の規定による届出に係る大規模開発事業、第23条の規定による届出に係る開発事業又は第40条の5第1項の規定による届出に係る行為を承継した者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第47条・第48条 略

(適用除外)

第49条 第15条の2から第16条まで、第23条から第26条まで、第45条(第7号から第9号までを除く。)から第47条まで、第51条及び第52条の規定は、法第29条第1項第3号から第11号までに掲げる開発行為については、適用しない。

2 第15条の2から第16条まで、第18条、第23条から第32条の2まで、第45条(第7号から第9号までを除く。)から第47条まで、第51条及び第52条の規定は、次の各号

に係る工事の着手の延期又は停止を勧告することができる。

(工事の着手の延期等の勧告に係る公表)

第45条の3 市長は、大規模開発事業者若しくは開発事業者又は関係当事者(以下「大規模開発事業者等」という。)が正当な理由なく前条の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該大規模開発事業者等の氏名又は名称、当該勧告の内容及び当該勧告に対する当該大規模開発事業者等の対応の状況その他規則で定める事項を公表することができる。

2 略

第9章 雑則

(大規模開発事業又は開発事業の承継の届出)

第46条 第15条の2又は第23条の規定による届出に係る大規模開発事業又は開発事業を承継した者は、承継後遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第47条・第48条 略

(適用除外)

第49条 第15条の2から第16条まで、第23条から第26条まで、第45条から第47条まで、第51条及び第52条の規定は、法第29条第1項第3号から第11号までに掲げる開発行為については、適用しない。

2 第15条の2から第16条まで、第18条、第23条から第32条の2まで、第45条から第47条まで、第51条及び第52条の規定は、次の各号に掲げる開発事業については、

<p>に掲げる開発事業については、適用しない。 (1)~(6) 略</p> <p>第50条 略</p>	<p>適用しない。 (1)~(6) 略</p> <p>第50条 略</p>
---	---

< 平成 2 8 年 9 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 1 2 号	所 管	教育相談・特別支援担当、 社会教育課、施設課、設備 整備担当、公共施設担当
件 名	工事請負契約について ((仮称) 尼崎特別支援学校・複合施設建設工事)				
内 容					
1	契約の相手方 神戸市中央区磯辺通 1 丁目 1 番 1 8 号 村本・三永共同企業体 代表者 村本建設株式会社 神戸営業所 所長 具足 雅史				
2	契約金額 3 , 6 3 5 , 2 8 0 , 0 0 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。)				
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)				
4	開札年月日 平成 2 8 年 7 月 1 日				
5	工事内容 特別支援学校建設工事 鉄筋コンクリート造り (一部鉄骨造り) 3 階建て 1 棟 敷地面積 8 , 0 3 4 平方メートル 建築面積 4 , 4 8 3 平方メートル 延べ面積 8 , 8 1 7 平方メートル (主な諸室) 普通教室、特別教室、プレイルーム、A D L 室、P T 室、自立活動 室、スヌーズレン室、校長室、職員室、研修室、保健室、教育相談室、給食室、 摂食指導室、屋内プール、体育館 複合施設建設工事 鉄筋コンクリート造り (一部鉄骨造り) 3 階建て 1 棟 敷地面積 4 , 0 0 5 平方メートル 建築面積 1 , 9 0 5 平方メートル 延べ面積 3 , 6 5 3 平方メートル (主な諸室) 展示コーナー、図書コーナー、にぎわいらウンジ、事務室、学習室、 調理室、和室、練習室、公民館ホール、多目的ホール				

既存校舎等解体撤去工事（旧梅香小学校）

校舎、体育館、給食室、外構ほか

屋外工事

通学バス通路、中庭、芝生広場、ごみ置き場、駐車場、花壇、植栽、門・囲障、排水、舗装工事ほか

6 工期

契約締結の日から780日間

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 8 年 7 月 1 日
件 名	(仮称) 尼崎特別支援学校・複合施設建設工事		
落 札 者 名	村本・三永共同企業体	落 札 金 額	3,366,000,000円
予 定 価 格	3,733,270,000円	最低制限価格	3,359,943,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
村本・三永共同企業体	3,366,000,000		
ナカノフドー・オカモト共同企業体	3,368,500,000		
柄谷・昌平共同企業体	3,392,000,000		
青木あすなる・山本共同企業体	3,430,000,000		
飛島・大松共同企業体	3,540,000,000		
大鉄工業・旭建設特定建設工事共同企業体	3,320,000,000		最低制限価格抵触

(金額は消費税等相当額 8 % を含まない。)

< 平成 2 8 年 9 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 1 3 号	所 管	教育相談・特別支援担当、 社会教育課、施設課、設備 整備担当、公共施設担当												
件 名	工事請負契約について ((仮称) 尼崎特別支援学校・複合施設建設工事のうち 電気設備工事)																
内 容																	
1	契約の相手方 尼崎市東海岸町 1 番地の 4 6 尼崎電機株式会社 代表取締役 宮井 正昭																
2	契約金額 6 0 5 , 3 0 7 , 6 0 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。)																
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)																
4	開札年月日 平成 2 8 年 7 月 7 日																
5	工事内容 電気設備工事 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受変電設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">幹線設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動力・電灯設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">弱電設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">太陽光発電設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">屋外電気設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> </table>					受変電設備工事	一式	幹線設備工事	一式	動力・電灯設備工事	一式	弱電設備工事	一式	太陽光発電設備工事	一式	屋外電気設備工事	一式
受変電設備工事	一式																
幹線設備工事	一式																
動力・電灯設備工事	一式																
弱電設備工事	一式																
太陽光発電設備工事	一式																
屋外電気設備工事	一式																
6	工期 契約締結の日から 7 8 0 日間																

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成28年7月7日
件 名	(仮称)尼崎特別支援学校・複合施設建設工事のうち電気設備工事		
落 札 者 名	尼崎電機(株)	落 札 金 額	560,470,000円
予 定 価 格	621,040,000円	最 低 制 限 価 格	558,936,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
尼崎電機(株)	560,470,000		
山口電気工事(株)	595,000,000		
平尾電工(株)	598,500,000		
菱星システム(株)	617,000,000		
共栄電器工業(株)	638,000,000		予定価格超過
栄興電機工業(株)	668,000,000		予定価格超過
(株)ニューテック	675,800,000		予定価格超過
(株)小川電設	676,400,000		予定価格超過
カラタニエンジニアリング(株)	698,000,000		予定価格超過
大日通信工業(株)	辞退		

(金額は消費税等相当額8%を含まない。)

< 平成 2 8 年 9 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 1 4 号	所 管	教育相談・特別支援担当、 社会教育課、施設課、設備 整備担当、公共施設担当														
件 名	工事請負契約について ((仮称) 尼崎特別支援学校・複合施設建設工事のうち 機械設備工事)																		
内 容																			
1	契約の相手方 尼崎市南初島町 1 0 番地 1 4 9 株式会社阪神設備工業所 代表取締役 岡本 太一																		
2	契約金額 5 6 2 , 8 9 6 , 0 0 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。)																		
3	契約の方法 一般競争入札 (制限付)																		
4	開札年月日 平成 2 8 年 7 月 7 日																		
5	工事内容 機械設備工事 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">空調設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">換気設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">衛生器具設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給水設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">排水設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給湯設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">消火設備工事</td> <td style="text-align: right;">一式</td> </tr> </table>					空調設備工事	一式	換気設備工事	一式	衛生器具設備工事	一式	給水設備工事	一式	排水設備工事	一式	給湯設備工事	一式	消火設備工事	一式
空調設備工事	一式																		
換気設備工事	一式																		
衛生器具設備工事	一式																		
給水設備工事	一式																		
排水設備工事	一式																		
給湯設備工事	一式																		
消火設備工事	一式																		
6	工期 契約締結の日から 7 8 0 日間																		

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成28年7月7日
件 名	(仮称)尼崎特別支援学校・複合施設建設工事のうち機械設備工事		
落 札 者 名	(株)阪神設備工業所	落 札 金 額	521,200,000円
予 定 価 格	577,650,000円	最 低 制 限 価 格	519,885,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
(株)阪神設備工業所	521,200,000		
(株)竹内工業所	522,000,000		
(株)田中水道工業所	531,300,000		
(株)西三設備	500,000,000		最低制限価格抵触
カラタニエンジニアリング(株)	518,000,000		最低制限価格抵触

(金額は消費税等相当額8%を含まない。)

<平成28年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第115号	所 管	住宅整備担当
件 名	事業契約について(市営武庫3住宅第2期(宮ノ北住宅)建替事業)				
内 容					
1	事業手法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業(PFI事業)				
2	これまでの経緯 平成27年 8月18日 市営武庫3住宅第2期建替事業PFI事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)第1回開催 10月 1日 実施方針、要求水準書(案)の公表 10月23日 第2回選定委員会開催 12月16日 債務負担行為の議決 平成28年 1月 8日 入札公告 入札説明書、要求水準書、落札者決定基準等の公表 4月14日 提案書の受付(1グループ) 4月15日 入札 5月23日 第3回選定委員会開催 6月 3日 第4回選定委員会開催 6月13日 第5回選定委員会開催				
3	契約の相手方 株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社トータルサプライ、株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店、株式会社三弘建築事務所、株式会社アクロスコーポレイションを構成企業とするグループ 代表企業 尼崎市玄番南之町4番地 株式会社柄谷工務店 代表取締役 柄谷 順一郎				
4	契約の金額 8,362,603,600円 (金額は消費税等相当額8%を含む。ただし、入居者移転支援業務に係る経費に一部消費税等対象外経費あり。)				

5 契約の方法

一般競争入札（総合評価）

学識経験者5名による選定委員会は、入札参加者からの提案内容を審査し、落札者決定基準を満たしていた株式会社柄谷工務店を代表企業とするグループを落札者候補として選定し、市は選定委員会での審査結果を踏まえて落札者を決定した。

< 審査結果 >

技術評価点	価格点	総合評価点
71.80	86.66	158.46

< 入札価格 >

入札価格：7,755,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

予定価格：9,580,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

6 事業概要

既存の市営宮ノ北住宅（987戸）の解体工事
市営宮ノ北住宅（570戸 8階建 3棟）の建設
道路、公園等の関連する公共施設の整備
上記 から に係る設計・調査業務及び工事監理業務
入居者移転支援業務（仮移転、本移転）

7 契約の期間

契約締結の日から平成33年5月31日まで

入札参加者一覧

株式会社柄谷工務店を代表企業とするグループ			
担当業務	法人等の名称	代表者名	所在地
建設	株式会社柄谷工務店	代表取締役 柄谷 順一郎	尼崎市玄番南之町 4 番地
建設	宮崎建設株式会社	代表取締役 宮崎 俊二	尼崎市杭瀬北新町 1 丁目 5 番 1 1 号
建設	株式会社トータルサプ ライ	代表取締役 柄谷 順一郎	尼崎市玄番南之町 5 番地 6
設計 工事監理	株式会社市浦ハウジング & プランニング大阪支店	専務取締役支店長 田中 純一	大阪市北区西天満 1 - 7 - 2 0
工事監理	株式会社三弘建築事務所	代表取締役 池田 裕彦	西宮市本町 4 番 1 6 号
移転支援	株式会社アクロスコーポ レイション	代表取締役 廣田 忠彦	尼崎市武庫之荘 2 丁目 3 番 1 号

< 平成 2 8 年 9 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 1 6 号	所 管	道路課															
件 名	市道路線の変更について																			
内 容																				
<p>1 理由</p> <p>道路用地の交換および寄付に伴い、道路法第 8 条第 2 項(同法第 1 0 条第 3 項の規定において準用する場合を含む。)の規定により、市道路線を変更するため、議決を求めるもの。</p> <p>2 対象路線</p> <p>(1) 変更しようとする路線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路 線 名</th> <th>変更前</th> <th>起 点 ~ 終 点</th> </tr> <tr> <th>変更後</th> <th>起 点 ~ 終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常吉阪草ドンド藪穴原線</td> <td>常吉字阪草 1 3 - 9</td> <td>~ 常吉字穴原 1 - 3 8</td> </tr> <tr> <td>武庫の里 1 丁目 4 2 1 - 1</td> <td>~ 常吉 1 丁目 1 3 8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市 道 第 5 6 4 号 線</td> <td>上食満字永田 2 7 6 - 3 4</td> <td>~ 猪名寺 2 丁目 4 0 9 - 3</td> </tr> <tr> <td>食満 2 丁目 3 0 6</td> <td>~ 猪名寺 2 丁目 4 0 9 - 3</td> </tr> </tbody> </table>						路 線 名	変更前	起 点 ~ 終 点	変更後	起 点 ~ 終 点	常吉阪草ドンド藪穴原線	常吉字阪草 1 3 - 9	~ 常吉字穴原 1 - 3 8	武庫の里 1 丁目 4 2 1 - 1	~ 常吉 1 丁目 1 3 8	市 道 第 5 6 4 号 線	上食満字永田 2 7 6 - 3 4	~ 猪名寺 2 丁目 4 0 9 - 3	食満 2 丁目 3 0 6	~ 猪名寺 2 丁目 4 0 9 - 3
路 線 名	変更前	起 点 ~ 終 点																		
	変更後	起 点 ~ 終 点																		
常吉阪草ドンド藪穴原線	常吉字阪草 1 3 - 9	~ 常吉字穴原 1 - 3 8																		
	武庫の里 1 丁目 4 2 1 - 1	~ 常吉 1 丁目 1 3 8																		
市 道 第 5 6 4 号 線	上食満字永田 2 7 6 - 3 4	~ 猪名寺 2 丁目 4 0 9 - 3																		
	食満 2 丁目 3 0 6	~ 猪名寺 2 丁目 4 0 9 - 3																		

< 平成 2 8 年 9 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 1 7 号	所 管	下水道部経営企画課
件 名	平成 2 7 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
<p>1 議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 2 条第 2 項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その都度議決を求めるものである。</p> <p>2 処分の理由及び内容</p> <p>未処分利益剰余金 3,553,124,383 円のうち、当年度純利益 1,553,124,383 円を建設改良積立金に積み立て、残余については繰り越すものとする。</p>					
(単位 : 円)					
		未 処 分 利 益 剰 余 金			
当 年 度 末 残 高		3,553,124,383			
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		1,553,124,383			
	建設改良積立金の積み立て	1,553,124,383			
処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 2,000,000,000			

< 平成 2 8 年 9 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 1 8 号	所 管	消防局企画管理課
件 名	物件の買入れについて (3 0 m はしご付消防自動車)				
内 容					
1	<p>買入れの目的</p> <p>火災等の災害現場に出動している 3 0 m はしご付消防自動車が、平成 2 8 年度に N O x ・ P M 法 (自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法) による規制を受け使用出来なくなることから、消防力を強化し、人命救助等の消防活動を迅速かつ的確に行うため、現有車両を更新するもの。</p>				
2	<p>買入れの方法</p> <p>随意契約</p>				
3	<p>買入れの金額</p> <p>1 9 6 , 6 6 8 , 0 0 0 円</p>				
4	<p>買入れの相手方</p> <p>三田市テクノパーク 2 番地の 3 株式会社モリタ 関西支店 支店長 合田 努</p>				
5	<p>買入れ物件の内容</p> <p>3 0 m はしご付消防自動車 1 台</p>				
6	<p>納期</p> <p>平成 2 9 年 3 月 1 5 日</p>				

< 平成 2 8 年 9 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 1 9 号	所 管	水道局経理課												
件 名	平成 2 7 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について																
内 容																	
<p>1 議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 2 条第 2 項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その都度議決を求めるものである。</p> <p>2 処分の理由及び内容</p> <p>未処分利益剰余金 2,635,025,598 円のうち、資金を伴わない収益相当額を除いた当年度純利益 883,740,834 円は建設改良積立金に積み立て、当年度純利益のうち資金を伴わない収益相当額 178,014,373 円及び建設改良積立金の取崩額 1,573,270,391 円(計 1,751,284,764 円)は資本金へ組み入れる。</p> <p style="text-align: right;">(単位 : 円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: right;">未 処 分 利 益 剰 余 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当 年 度 末 残 高</td> <td style="text-align: right;">2,635,025,598</td> </tr> <tr> <td>議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額</td> <td style="text-align: right;">2,635,025,598</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て</td> <td style="text-align: right;">883,740,834</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資 本 金 へ の 組 入 れ</td> <td style="text-align: right;">1,751,284,764</td> </tr> <tr> <td>処 分 後 残 高</td> <td style="text-align: right;">(繰越利益剰余金) 0</td> </tr> </tbody> </table>							未 処 分 利 益 剰 余 金	当 年 度 末 残 高	2,635,025,598	議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	2,635,025,598	建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て	883,740,834	資 本 金 へ の 組 入 れ	1,751,284,764	処 分 後 残 高	(繰越利益剰余金) 0
	未 処 分 利 益 剰 余 金																
当 年 度 末 残 高	2,635,025,598																
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	2,635,025,598																
建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て	883,740,834																
資 本 金 へ の 組 入 れ	1,751,284,764																
処 分 後 残 高	(繰越利益剰余金) 0																

<平成28年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第120号	所 管	水道局経理課																		
件 名	平成27年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について																						
内 容																							
<p>1 議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その都度議決を求めるものである。</p> <p>2 処分の理由及び内容</p> <p>未処分利益剰余金1,143,968,247円のうち、資金を伴わない収益相当額を除いた当年度純利益409,286,367円は建設改良積立金に積み立て、当年度純利益のうち資金を伴わない収益相当額98,378,131円は資本金へ組み入れ、残余については繰り越すものとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">未 処 分 利 益 剰 余 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">当 年 度 末 残 高</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,143,968,247</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額</td> <td></td> <td style="text-align: right;">507,664,498</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て</td> <td style="text-align: right;">409,286,367</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">資 本 金 へ の 組 入 れ</td> <td style="text-align: right;">98,378,131</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">処 分 後 残 高</td> <td></td> <td style="text-align: right;">(繰越利益剰余金) 636,303,749</td> </tr> </tbody> </table>								未 処 分 利 益 剰 余 金	当 年 度 末 残 高		1,143,968,247	議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		507,664,498		建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て	409,286,367		資 本 金 へ の 組 入 れ	98,378,131	処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 636,303,749
		未 処 分 利 益 剰 余 金																					
当 年 度 末 残 高		1,143,968,247																					
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		507,664,498																					
	建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て	409,286,367																					
	資 本 金 へ の 組 入 れ	98,378,131																					
処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 636,303,749																					

